平成２６年（フ）第９５号
宮崎県日向市浜町１丁目１番地２　Ａアパート202号、前住所宮崎県延岡市平原町２丁目1115番地55
債務者　山口　寛志
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３６０号
鹿児島県鹿児島市宇宿２丁目24番36―306号
債務者　前田エイ子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目４番地３　コーポライトヒル101号
債務者　福留　　香
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３８６号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目９番11号　岡山ハイツ203号
債務者　山口　八郎
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
鹿児島県鹿児島市坂元町1195番地　Ａ棟
債務者　緒方　浩二
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３８９号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目22番２号　ハイツフレンド302号
債務者　武下　真一
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
長野市篠ノ井会380番地１　コスモタウン会104号
債務者　武井　昭次
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
長野市篠ノ井会380番地１　コスモタウン会104号
債務者　武井　　豊
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６５号
兵庫県西宮市甲子園洲鳥町４番６―1101号
債務者　長瀧　有子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６０２号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目34番13号ハイムプロミネンス南塚口206
債務者　北村　まゆ
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６３２号
兵庫県芦屋市南宮町15番16号202号室、前住所兵庫県芦屋市月若町２番13―301号
債務者　前田　圭子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４８号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目６番３号
債務者　温水加代子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１４号
宮城県大崎市古川字上古川沢目80番地１
債務者　石川　信一
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４１６号
兵庫県西宮市上ヶ原八番町５―15―202、住民票上の住所兵庫県西宮市一ケ谷町３番２―514号
債務者　瀬戸　世子（旧姓芦田）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５６２号
兵庫県西宮市甲子園九番町１番15―501号
債務者　鰍野あゆみ
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９９号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目11番16―101号
債務者　内田真由美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２号
徳島県阿南市那賀川町古津121番地３、旧住所徳島県阿南市津乃峰町長浜172番地６
債務者　歳平　哲也
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部